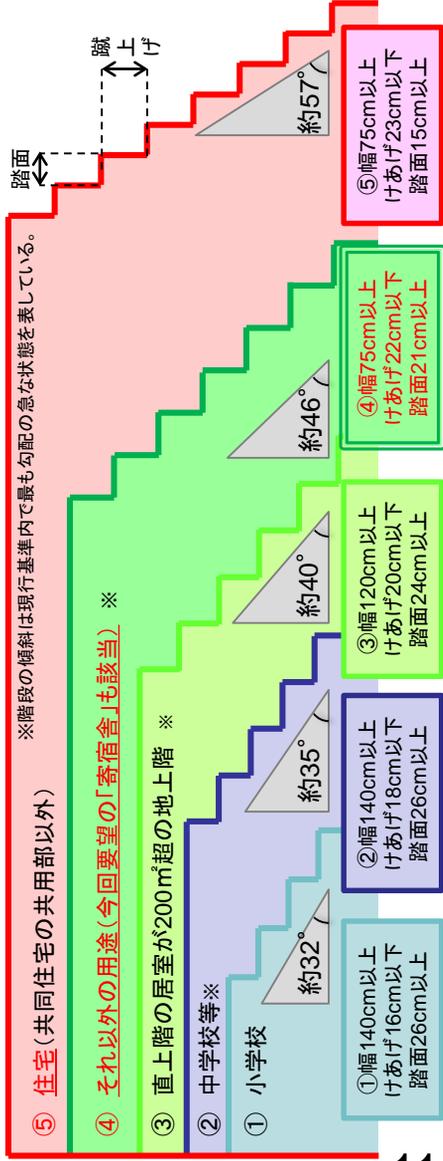


現行の階段の基準

階段の基準は、利用する者の属性、一斉に多数の者に利用されるのか等の利用の形態をふまえて定めている。



※上記の用途や規模の詳細は下記のとおり

- ② 中学校、高等学校、物品販売業で1500㎡超、劇場、映画館、演劇上、観覧場、公会堂、集会場
- ③ 直上階の居室が200㎡超の地上階、100㎡超の地下階又は地下工作物内
- ④ それ以外の用途（共同住宅の共用部、**寄宿舍**、下宿、老人ホーム、大学、図書館、博物館、病院、診療所、ホテル、旅館、体育館、遊技場、倉庫、自動車車庫、事務所等）で、直上階の居室が200㎡以下の地上階、百貨店、マーケット等の物品販売店で1500㎡以下のもの

検討する合理化の案

基準を合理化する場合においては、技術的な検討を行い、代替措置等によって安全性を十分確かめる必要がある。

前回実施した小学校の階段の合理化措置と同様に以下の調査・実験を予定している。

- ① 既存の住宅の階段寸法の実態がどの程度であるか、**住宅の規模**はどの程度か、調査を実施
- ② 現状、片側手すりを設置する必要があるところを両側手すりとし、さらにすべり止め等の安全措置を講ずることで、**階段基準を合理化**できるかどうか、**実験**や**現場調査**を実施

以上の技術的検証をもとに、**一定の要件（規模や追加の安全措置等）を満たした階段**においては、**基準の代替措置**ができるよう告示改正を検討。

最近の合理化事例

小学校の階段の基準については、昨今、中学校を小中一貫教育を行う義務教育学校に用途変更する等の需要の高まりを受け、その対応を容易にするため、下記の調査・実験を用いて安全性等を検証し、合理化の措置を実施した。

【小学校の階段基準の合理化の検討の概要】

- ・小学校の階段の事故事例調査、小学校における観察調査
- ・実際の小学生約30人を被験者、その親族等を観察者とし、**蹴上げ**や**踏面の寸法**、**手すり**・**滑り止め**の措置の異なる数種類の階段の**安全性**を評価する昇降実験を実施。



小学校における観察調査



階段の昇降実験

手すり・滑り止め等の安全上の措置を講ずることで、**蹴上げ**を中学校等と同等にできるよう、**代替措置**を告示で制定。
(平成26年告示)

